

豊田市発注工事における ICT 活用工事運用の手引き

1 目的

建設業界では、労働者の高齢化及び若年層の減少に伴う担い手不足が懸念されており、国土交通省では建設工事の生産性を向上し、魅力ある建設現場の実現を図るため、情報通信技術を利用する「ICT活用工事」を推進しています。

豊田市においても建設業の生産性及び魅力の向上を図るため、令和2年度にICT活用工事の試行要領（「土工」及び「舗装工」）を策定し、普及に向け取り組んできましたが、より一層、ICT活用工事の推進を図るため、今後は多様な工種に対応した愛知県の「ICT活用工事実施要領」に準拠するものとします。

本手引きは、愛知県が策定している『ICT活用工事実施要領』の補足として、豊田市が工事発注をする際の取扱い等を定めたものです。

なお、愛知県が策定している「ICT活用工事実施要領」及び本手引きにより難しい場合は、受発注者間で協議し、円滑な運用に努めてください。

2 「愛知県 ICT活用工事実施要領」の補足箇所

(1) ICT活用工事の発注方法

- 発注方法は、発注者指定型と受注者希望型のみとする。
- 「ICT活用工事（土工）実施要領」における発注者指定型の要件は、「1工事において掘削又は盛土のいずれかの小計が5,000m³以上のもので、かつ、設計金額8,000万円以上のもの」とする。
- 「ICT活用工事（舗装工）実施要領」における発注者指定型の要件は、「1工事において舗装工又は路盤工の総計が5,000m²以上のもので、かつ、設計金額が8,000万円以上のもの」とする。

(2) 取組証

- ICT建設機械による施工を実施した場合であっても、取組証の発行はしない。

(3) 特記仕様書

- 特記仕様書には、『本工事は、ICT活用工事（発注者指定型・受注者希望型）対象工事とする。なお、工事については、「愛知県ICT活用工事（〇〇工）実施要領」及び「豊田市発注工事におけるICT活用工事運用の手引き」によるものとする。』と記載する。
- 特記仕様書にICT活用工事の記載がない場合においても、受注者が対象工事に変更することを希望する場合は、変更協議を行い、対象工事とすることができる。